



# 島根県報

平成31年4月26日（金）

第3,103号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成31年度地方の臨時種畜検査の実施	（畜 産 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の清算人の就任の届出	（        ”        ）	3
土地改良区の定款変更の認可	（        ”        ）	3
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（        ”        ）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（10件）	（中 小 企 業 課）	5
洪水浸水想定区域の指定（2件）	（河 川 課）	19

### 【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（薬 事 衛 生 課）	20
平成31年度製菓衛生師試験の実施	（        ”        ）	21
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	（中 小 企 業 課）	22
基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	22
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	22
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	（        ”        ）	23

### 【特定調達公告】

平成31年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道 路 維 持 課）	23
水産練習船「神海丸」検査工事及び修繕工事に係る随意契約の相手方等	（学 校 企 画 課）	26
広域情報通信ネットワーク機器及び警察本部庁舎ネットワーク機器の賃貸借及び付帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	26

### 【正 誤】

平成31年3月29日付け島根県報号外第38号中	（人 事 委 員 会）	29
-------------------------	-------------	----

---

**告 示**

---

**島根県告示第302号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成31年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 実施する地域

県内一円

## 2 実施期日及び場所

平成31年 5 月17日から平成32年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

---

**島根県告示第303号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市波根町波根土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

竹下 正幸 大田市波根町221番地 1  
岩谷 恒夫 大田市波根町1856番地  
堀 悦進 大田市波根町1657番地 2  
岩谷 敏彦 大田市朝山町朝倉651番地  
小谷 節夫 大田市波根町559番地 1  
大野 晃 大田市波根町2331番地 2  
小谷 守 大田市波根町321番地 1  
竹下 靖洋 大田市波根町221番地 2

監事

加藤 敏幸 大田市波根町1821番地  
塚田 孝 大田市波根町571番地 6

## 2 就任年月日

平成31年 4 月 1 日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

竹下 正幸 大田市波根町221番地 1  
岩谷 恒夫 大田市波根町1856番地  
土山 恭一 大田市波根町527番地 1  
堀 悦進 大田市波根町1657番地 2

---

岩谷 敏彦 大田市朝山町朝倉651番地

小谷 節夫 大田市波根町559番地 1

大野 晃 大田市波根町2331番地 2

小谷 守 大田市波根町321番地 1

#### 監事

加藤 敏幸 大田市波根町1821番地

塚田 孝 大田市波根町571番地 6

---

### 島根県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 邑智郡川本町土地改良区

##### 1 就任した清算人の氏名及び住所

三宅 実 邑智郡川本町大字多田35番地20

松井 紹憲 邑智郡川本町大字三原351番地

遠藤 幸秀 邑智郡川本町大字川本1958番地 2

日笠 一郎 邑智郡川本町大字川下2196番地

伊藤 隆男 邑智郡川本町大字小谷52番地

山根 昭久 邑智郡川本町大字三俣135番地

市原 義弘 邑智郡川本町大字南佐木407番地

浅原 和夫 邑智郡川本町大字田窪632番地

##### 2 就任年月日

平成31年 3 月29日

---

### 島根県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を平成31年 4 月19日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

### 島根県告示第306号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 邑南町（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第307号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
 邑智郡邑南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、邑南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 邑南町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第308号

平成31年島根県告示第103号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町三隅735-5	酒井 八千代
浜田市三隅町927、1758、1771、1771-1、1772、1775、1777	洞明寺

### 島根県告示第309号

平成31年島根県告示第84号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
雲南市加茂町大崎336、380-1	多々納 充昭
雲南市加茂町大崎487	高橋 弘徳

### 島根県告示第310号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン菅田店 島根県松江市学園二丁目228番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住所	代表者の氏名	変更年月日
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一	
(有)新宮生花店	島根県松江市寺町214番地11	新宮 政教	平成27年4月30日退店

(変更後)

小売業者名	住所	代表者の氏名	変更年月日
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美	平成31年3月1日代表者変更

## (4) 変更の年月日

(3)ア 平成31年3月1日

(3)イ 上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成31年4月12日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第311号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや楽山店 島根県松江市西川津町2081-1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
昭和食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町 6-28	高柳 直希	
金坂 香織	島根県松江市八雲台 2-1-32	—	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 伸明	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
昭和食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町 6-28	黒田 裕一	平成30年 2 月 27 日代表者変更
野々内 香織	島根県松江市八雲台 2-1-32	—	平成24年 6 月 16 日氏名変更
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 伸明	

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成31年 4 月 15 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや田和山店 島根県松江市田和山町41

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
金坂 香織	島根県松江市八雲台 2 - 1 - 32	—	
昭和食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町 6 - 28	高柳 直希	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
野々内 香織	島根県松江市八雲台 2 - 1 - 32	—	平成24年 6 月16日氏名変更
昭和食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町 6 - 28	黒田 裕一	平成30年 2 月27日代表者変更
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 伸明	平成26年 3 月 1 日代表者変更

### (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成31年 4 月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無  
 ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地  
 エ 意見の内容  
 オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第313号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 みしまや上の木店 島根県松江市上乃木三丁目14-20
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99
- (3) 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
岡野食品ホールディングス(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	
安原 啓司	島根県松江市上東川津町1980	—	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 裕一	平成30年2月27日代表者変更
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 伸明	平成26年3月1日代表者変更
岡野食品ホールディングス(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	

(株) ツルハグループ ドッグ&ファーマシー西日 本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	
安原 啓司	島根県松江市上東川津町1980	—	

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成31年 4 月 15 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第314号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スプリングパワーセンター 島根県松江市黒田町85-1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	

(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
(株) リョーユーパン	福岡県大野城市旭ヶ丘1-7-1	北村 俊策	平成30年8月10日退店
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
木瀬 逸夫	島根県松江市上乃木10-2-37	—	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	天野 達也	
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
木瀬 逸夫	島根県松江市上乃木10-2-37	—	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
野々内 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	平成30年10月1日入店

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成31年4月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第315号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三井住友信託銀行株式会社 支配人 吉田 浩

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 (営業所：東京都港区芝三丁目33番1号)

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	住所	代表者の氏名	変更年月日
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	岡崎 双一	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ (株)	広島県広島市中区上八丁堀4-1	伊藤 弘人	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	島 秀佳	
エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティン エドマン	
エムテック・ビーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) 音光	広島県広島市西区横川新町13-24	岡田 光由	
クレーズ日本 (株)	東京都中央区日本橋人形町1-1-11	山口 義貴	平成30年6月13日 退店
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	吉竹 英典	
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーフット	愛知県名古屋市中種区今池3-4-10	堀江 泰文	
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	高山 克己	
(株) ストライプインターナシヨ ナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
(株) CHELSEA New York	石川県金沢市上安原南98-2	北方 康弘	
(株) ディーエイチシー	東京都港区南麻布2-7-1	高橋 芳枝	平成31年2月20日 退店
(株) テレプラザ	鳥取県米子市米原5-3-36	野田 文和	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
横山化成 (有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	

(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品 (株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	
(株) プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田 行孝	
(株) M A S A Y A	岡山県岡山市北区表町2-6-56	高田 輝彦	
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-5	石塚 幸男	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1-23-102	ディミアンホール	
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 寛人	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	川崎 純平	
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	長元 明	平成30年8月31日 退店

(変更後)

小売業者名	住所	代表者の氏名	変更年月日
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	平成31年3月1日 代表者変更
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ (株)	広島県広島市中区上八丁堀4-1	伊藤 弘人	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	島 秀佳	
エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティン エドマン	
エムテック・ピーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) 音光	広島県広島市西区横川新町13-24	内藤 雅義	平成30年8月1日 代表者変更
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	寺脇 栄一	平成30年5月22日 代表者変更
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	堀江 泰文	平成28年9月5日 住所変更
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	中平 浩司	平成30年2月1日 代表者変更
(株) ストライプインターナショ ナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
(株) CHELSEA New York	石川県金沢市矢木2-395-1	北方 康弘	平成30年9月28日 住所変更
(株) テレプラザ	鳥取県米子市米原5-3-36	足田 憲昭	平成30年9月27日 代表者変更

(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
横山化成(有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
はるやま商事(株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール(株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品(株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	
(株) プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田 行孝	
(株) M A S A Y A	岡山県岡山市北区表町2-6-56	網本 伸之	平成30年12月3日 代表者変更
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	石塚 幸男	平成28年6月1日 住所変更
メガネの田中チェーン(株)	広島県広島市中区袋町1-23-102	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	代表者名錯誤
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 寛人	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	川崎 純平	
(株) 柿安本店	三重県桑名市吉之丸8	赤塚 保正	平成30年8月7日 入店
(株) エフシーバンク	島根県出雲市渡橋町1227	白神 武典	平成30年11月13日 入店
フランス総合医療(株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	平成30年7月1日 入店

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成31年4月12日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課(出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

### 島根県告示第316号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン出雲天神店 島根県出雲市天神町151外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

(4) 変更の年月日

平成31年3月1日

#### 2 届出年月日

平成31年4月12日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70番地）

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

### 島根県告示第317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成31年4月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン益田店 島根県益田市乙吉町イ95番地10外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

### (3) 変更した事項

#### ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住所	代表者の氏名	変更年月日
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一	
(有) パワーファーマシー	島根県安来市今津町670-3	柏木 悦徳	平成28年12月31日退店
(株) セリア	岐阜県大垣市外濶2-38	河合 映治	

(変更後)

小売業者名	住所	代表者の氏名	変更年月日
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美	平成31年3月1日代表者変更
(株) セリア	岐阜県大垣市外濶2-38	河合 映治	

### (4) 変更の年月日

(3)ア 平成31年3月1日

(3)イ 上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成31年4月12日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや大田長久店 島根県大田市長久町長久イ282-2外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
野々内 香織	島根県松江市八雲台二丁目32	-	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 スズエ	
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
佐々木 和久	島根県大田市大田町大田イ440-1	-	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
野々内 香織	島根県松江市八雲台二丁目32	-	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	平成26年11月20日 代表者変更
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 裕一	平成30年2月27日 代表者変更
佐々木 和久	島根県大田市大田町大田イ440-1	-	

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成31年4月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第319号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成31年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-5

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

## (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	岡野 正則	
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	
金坂 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	
(有) ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
吉岡 幸浩	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1088	—	
(有) 貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	平成19年1月25日 代表者変更
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	
野々内 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	平成24年6月16日 氏名変更
(有) ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
吉岡 幸浩	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1088	—	
(有) 貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成31年4月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課(雲南市木次町里方521番地1)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第320号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条の規定により、二級河川静間川水系静間川及び三瓶川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び県央県土整備事務所大田事業所に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定(平成19年島根県告示第432号)は、廃止する。

平成31年4月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第321号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の規定により一級河川斐伊川水系斐伊川、赤川、三刀屋川及び久野川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び雲南県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成20年島根県告示第656号及び平成21年島根県告示第207号）は、廃止する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町414番地 9

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成31年10月27日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
平成31年11月24日	いきいきプラザ島根	松江市東津田町1741-3

(2) 第1型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成31年10月27日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成31年10月1日	平成31年10月31日	平成31年12月5日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成31年10月1日	平成31年10月31日	平成31年12月5日

4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成31年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

平成31年 7 月 3 日（水）

午前10時30分から午後 0 時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

平成31年 5 月 7 日（火）から同年 6 月 5 日（水）までに松江市殿町1番地島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成31年 6 月 5 日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めた者には、受験票を送付する。

受験票が平成31年 6 月28日（金）までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）。

7 合格者の発表

平成31年 8 月 2 日（金）に島根県庁前の掲示板及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

8 その他

- (1) 受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町1番地 電話 0852-22-6313）にすること。
- (2) 平成30年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町1番地 県庁第三分庁舎1階 電話 0852-22-6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン大田 島根県大田市長久町土江字八石646番地2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 承継の年月日  
平成31年 1 月31日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所  
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町3番地  
JA三井リース株式会社 東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 5 承継の理由  
売買による所有者変更
- 6 承継に係る店舗面積  
18,510平方メートル
- 7 縦覧場所  
大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（水準測量、電子基準点現地調査）
- 2 作業期間  
平成31年 6 月 1 日から平成32年 1 月31日まで
- 3 作業地域  
水準測量 松江市、出雲市、大田市  
電子基準点現地調査 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、隠岐郡西ノ島町及び隠岐の島町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土地区画整理組合の名称  
安来市和田南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成28年 6 月 3 日から平成37年 3 月31日まで
- 3 施行地区  
安来市黒井田町の一部
- 4 事務所の所在地  
安来市黒井田町630番地
- 5 設立認可の年月日  
平成28年 6 月 3 日
- 6 変更認可の年月日  
平成31年 4 月26日

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成31年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名、数量及び配車先
    - ア 凍結防止剤散布車（乾式2.5m<sup>3</sup>級、4×4）3台 出雲県土整備事務所、県央県土整備事務所、益田県土整備事務所津和野土木事業所
    - イ 除雪グレーダ（3.7m級）1台 雲南県土整備事務所
    - ウ 除雪ドーザ（8 t 級、SAプラウ付）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
    - エ 除雪ドーザ（11 t 級、SAプラウ付）1台 雲南県土整備事務所頼原ステーション
    - オ 除雪ドーザ（14 t 級、SAプラウ付、シャッター付）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所アからオまでについては、それぞれの入札とする。
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成32年 3 月 10 日 (火)

## (4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## 3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、除雪車両の納車日が平成31年10月1日前となった場合は、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札金額とし、納車日が平成31年10月1日前となることが判明した時点で変更契約を締結するものとする。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

## 4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成31年5月20日（月）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成31年 5 月23日（木）午前 9 時から同月24日（金）午後 4 時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成31年 5 月24日（金）午後 4 時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年 5 月27日（月）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成31年 5 月20日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成31年 5 月20日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 交付場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成31年 5 月24日（金）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町 8 番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Antifreeze spraying vehicle 2.5m<sup>3</sup> class : 3
- b Motor grader with snowplow 3.7m class : 1
- c Tractor with snowplow 8ton class : 1
- d Tractor with snowplow 11ton class : 1
- e Tractor with snowplow 14ton class : 1

## (2) Bid tendering date and time : 9 : 00a.m., May23, 2019 ~ 4 : 00p.m., May24, 2019

## (3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6046

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年4月26日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

## 1 件名及び数量

水産練習船「神海丸」検査工事及び修繕工事 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年3月15日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ヤマニシ 代表取締役 長倉 清明 宮城県石巻市西浜町1番地2

## 5 随意契約に係る契約金額

73,409,328円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成31年 4 月26日

島根県警察本部長 今 村 剛

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

広域情報通信ネットワーク機器及び警察本部庁舎ネットワーク機器の賃貸借及び付帯する導入業務委託 一式

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

## (3) 賃貸借期間

平成32年 3 月 1 日から平成38年 2 月28日まで

## (4) 委託期間

契約の日から平成32年 2 月21日まで

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

## 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

## 5 入札説明書の交付等

### (1) 入札説明書の交付方法

#### ア 交付期間

本公告の日から平成31年6月5日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 交付場所

4の場所

### (2) 入札説明会

行わない。

## 6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成31年6月7日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

### (1) 入札の日時、場所等

#### ア 日時

平成31年6月19日（水）午後4時まで

#### イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、平成31年6月19日（水）正午までに到着していること。

### (2) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

平成31年6月20日（木）午後2時

#### イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 聴聞室

## 8 その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、導入業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、導入業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of wide area information and communications network equipment and police headquarters government building network equipment

(2) Time limit for tender : 4 : 00 p.m. June 19, 2019

(Bids by post must be received by noon on June 19, 2019)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

## 正 誤

平成31年3月29日付け島根県報号外第38号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県人事委員会 規則第9号中	家庭動物等の飼育及び保管に関する基準	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準